

## タイの証券化インフラの整備について

研究員 亀井 純野

9月下旬、タイ政府は省庁の新庁舎建設資金を調達するために、来年半ばにも建設予定の庁舎を担保に資産担保証券(ABS)を発行する計画だと発表した(注1)。発行額は220億バーツの予定で、財務省が現在、発行条件等詳細の検討を進めている。

この案件は政府が資金調達手段として証券化を活用する初めてのものであり、背景には、政府として証券化を推進していこうという意図があると考えられる。

なぜ進めたいか？

タイ政府が証券化を推進する大きな理由としては、(1)アジア債券市場育成イニシアチブの中でも検討されているように、債券市場の育成策としての期待、(2)政府あるいは、政府機関の資金調達手段の多様化、(3)近年、クレジットカードの普及や自動車ローン等の消費者向けローンが拡大してきており、これらの債権の証券化という潜在的な需要が高まってきていること、などが挙げられる。

なぜ進まないか？

タイの証券化制度としては、1997年に証券化に関する法案(以下SPV Act)が成立しており、一見すると法制度は整備されているような印象を受けるが、一層の整備が必要である。一例として、SPV Actでは「資産」や「証券化」の定義が不明確であるため「将来受取債権」の証券化の可否が判断できないという問題がある。

また、これまでに同国で組成された証券化案件は、1999年5月にリーマン・ブラザーズが金融再編機構(FRA)の競売で落札した住宅ローン債権を担保に40億バーツの証券化商品を発行したほか、数件しか存在しない(注2)。

その理由としては、(1)金利が低下した上に、資金の流動性が潤沢であるため、資産の証券化による資金調達のインセンティブが低いこと、(2)良質な資産を自社のバランスシートから切り離すことにより、バランスシート上の資産の劣化を嫌う傾向があること、(3)証券化取引を行う場合に規制上の承認を取得する手続きが複雑かつ、時間を要すること、等が挙げられる。

しかし、政府は率先して証券化案件の組成に取り組んでいるだけでなく、今後、政府と政府機関は、転換社債を含めた新たな資金調達手段を活用していく考えを示している。その一方で、市場参加者や監督機関と緊密に協議をし、証券化等の新たな手段を利用し

た資金調達を容易にすべく、障害を取り除く作業をも進めているとタイ財務省のオンライン上席顧問は述べている(注 1)。

今回の政府による証券化案件が、タイにおける証券化インフラ整備促進の新たな転機となることを期待したい。

(注 1) 2004 年 9 月 23 日付 BusinessDay より。

(注 2) リーマン・ブラザーズの案件は 1997 年証券化法の下に組成された案件ではないことから、実質的には現行法での証券化案件は 2002 年 11 月に住宅公団(NHA)が行った、住宅ローン債権 6 億 790 万バートの証券化案件が初。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>